



Title	多様な法的問題としての「法化」から社会理論としての「法化」論へ：ドイツ「法化」論再検討
Author(s)	山口, 聡
Citation	大阪大学, 1995, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/39098
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	やまぐち さとし 山 口 聡
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 11711 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 7 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科民事法学専攻
学 位 論 文 名	多様な法的問題としての「法化」から社会理論としての「法化」論へ ードイツ「法化」論再検討ー
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 田中 茂樹 (副査) 教 授 松浦 好治 助教授 三成 賢次

論 文 内 容 の 要 旨

本論文がその論究の対象としているのは、ドイツ連邦共和国において一九七〇年代後半以降「社会国家の危機」と呼ばれるようになった状況との関係で、国家が国民の社会生活領域へと法を手段として介入してゆく現象が一般に「法化」と言われ、これをめぐって沸騰した様々な議論とその展開についてである。本論文では特に、いわゆるこの「法化」論が八〇年代にはいるとかなり法理論的に行われるようになり、その後次第にその理論的基礎となる社会理論についての論争へと移っていくようになったその議論・学問状況の動向に目を配りつつ、そこで交わされる種々の議論をいくつかの理論的立場に分けて、その議論の狙いと射程を明らかにすべく紹介・検討した。そこではまず、従来あまり注意の払われてこなかった事実、つまり「法化」論がその議論の前提としている国家介入主義的な規制的法の歴史的な増大傾向という事実につきそれが実態的に裏づけることができるかいなかを検証し、それが明確なデータにより証明されておらず当時一時的に立法が急増したことを捉えて発生した議論であったことを論証した。つづいて、ではそのように経験的に立証しがたい前提に拠りながら、なぜ「法化」論者がそのような議論を展開したのかにつき彼らの理論構成を素材に検討し、それは現代社会において法を政策の道具として安易に用いることに対する警告・批判であり、今や道具としての法という発想を克服した新しい法についての捉え方が必要であることを示すところにあることを指摘した。さらに、「法化」論者らの提案する新しい法モデルがどのような性格のものであるかを考察し、それが法解釈論に、ひいては法実務に影響を与えんとする実践的な企図の下に展開されていることを論証した。そして最後に、「法化」論がこのような理論構成をとるのは、ドイツにおいては伝統的に法実務と法学ならびに法学内部では法解釈学と法理論の密接な連関が存在してきたからこそできることである点を指摘し、「法化」論をドイツ法学の歴史的伝統とは異なる日本において受容する場合、いかなる点に留意すべきかにつき若干の示唆をして、結びとこえた。以上が本論文の要旨である。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、第 2 次世界大戦後の旧西独の法学及び社会学において最も論争的な概念であった「法化」(Verrechtlichung)をめぐる両学問の代表的諸理論の形成と展開を丹念に解明し、社会的法治国家における法規範の過剰現象や

法の機能不全の現象に関する「法化」概念の射程を批判的に吟味した労作であり、わが学界に対する貢献が顕著であると認められる。